

16. その他

その他(1)	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し		
規制の現状	<p>官公需法では、国等(独立行政法人、特殊法人を含む)が発注する公共工事、物品納入等において、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないとされ、毎年度、中小企業者向け契約目標額や分離・分割発注の推進等を内容とする「中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定されている。同「方針」における契約目標額は年々増加傾向にあり、平成14年度には、契約目標額は約5兆380億円で、全体の約45.2%に達している(平成14年7月9日閣議決定)。</p> <p>また、同法では、地方自治体に対しても、国の施策に準じた措置を求めており、これらにより広く分離・分割発注等が行なわれ、公共工事等の合理化・効率化の妨げとなっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」における中小企業者向け契約目標額・目標比率を段階的に適正化する(例えば、官公需法施行当初の25%程度)。あるいは、契約目標額・目標率の対象を、契約の直接的な請負(納品)業者限定せず、二次以下の請負(納品)業者も対象とする。</p> <p>また、分離・分割発注については、コスト削減・工期短縮に資する場合を前提とする。</p> <p>(理由)</p> <p>中小企業者の受注機会増大のための措置として広く行なわれている分離・分割発注は、公共工事等のコスト・アップと非効率性(工期の長期化等)を助長している。これらの是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。</p> <p>なお、総合規制改革会議の「中間取りまとめ」(7月23日)において、「官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」(閣議決定)における中小企業者向け契約目標については、無理な分割発注等の施策を強いることとなっていないか等の観点から、政府調達の公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、その在り方を検討する必要がある。また、この検討結果を踏まえて、「中小企業者に関する国等の契約の方針」における「分離・分割発注の推進」についても、例えば、分割発注方式を採用する場合には、透明性確保の観点から、採用する理由を明らかにし公表すること等、改めて見直しを検討する必要がある(平成14年度以降継続的に検討)」とされており、早期の見直しが図られるべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>官公需法 中小企業者に関する国等の契約の方針 各地方公共団体の競争入札実施要領</p>		
所管官庁	中小企業庁 地方公共団体	担当課等	事業環境部取引課

その他（２）	公共工事に係わる入札参加資格（地域要件）の見直し		
規制の現状	公共工事の入札参加資格については、地元事業者を優先する政策などから、発注者の行政区域内に主たる事業所（本社）・営業所を有することや過去の工事实績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名にあたり考慮すること等の地域要件の設定が広く行なわれている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 公共工事の入札参加資格に係わる地域要件の設定については、入札参加を過度に制限することのないよう速やかに改善する。</p> <p>（理由） 過度の地域要件の設定により、地元事業者でない（あるいは工事实績がない）という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者（あるいは他地域で同種工事の実績を有する事業者）が入札に参加できなくなっている。これらの是正により、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。</p> <p>地域要件の見直しについては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）において、「関係府省は、公共投資・政府調達等において、平成 14 年度より競争を制限するような過度な地域要件等の撤廃により、入札条件の適正化を推進する」とされている。また、総合規制改革会議の「中間取りまとめ」（7 月 23 日）においても、「入札に参加する者の事業所の所在地等に関する必要な資格を定める地域要件についても、新規事業者が事業範囲を拡大していく場合の制約となっていないか等の視点も含め、諸外国の制度を参考にしつつ、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての見直しを踏まえて、今後、その在り方を検討する必要がある（平成 14 年度以降継続的に検討）」とされており、早期の見直しが図られるべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 等		
所 管 官 庁	競争入札を行う地方自治体 等	担当課等	

その他（３）	公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続の見直し		
規制の現状	<p>物品の製造等以外の公共調達（建設工事等）に係る競争入札に参加する際には、依然として、入札参加を希望する地域の官公庁、自治体それぞれの窓口に入札参加資格申請に係わる関連書類を提出し、異なる資格条件により審査を受けなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 建設工事等の競争入札参加資格申請手続について、当面、中央省庁等が行なう物品製造等に係わる競争入札参加資格申請手続と同様に、全省庁統一的なシステムを導入する。更には、他の公共調達に係わる手続を含め、インターネットによる受付、ワンストップ・サービス化を実現するとともに、自治体を含めた統一的なシステムを構築する。</p> <p>（理由） 中央省庁等が行なう物品製造等に係わる競争入札参加資格申請手続は、平成 13 年 1 月 10 付けの公示（「競争参加者の資格に関する公示」）により、平成 13 年 1 月の定期審査から全省庁が統一的に行なうシステムの運用が開始され、近くの申請場所いずれか 1 か所に申請し認められれば、希望地域の全ての省庁が行う競争入札に有効な統一資格となった（建設工事に係わる手続が統一化されていない理由としては、技術評価等の特殊性があるとされている）。</p> <p>一方で、国土交通省では、建設工事においても、平成 11・12 年度受付より、インターネットにより一元的な受付を実施しており、原則として単一の書類で、同システムの対象となる国土交通省の各発注機関（部局）に対する申請が可能となっているほか、総務省、農林水産省、厚生労働省等においても、一元的な受付やインターネット受付等が進められつつある。</p> <p>「政府調達に関する協定」では、各締約国は、「各機関及びその構成機関が、異なった手続をとる必要があることを十分に実証する場合を除き、単一の資格の審査に係る手続をとること（第 8 条）」を確保することが求められており、早期に建設工事等に係わる競争入札参加資格申請手続についても、全省庁（更には自治体も含めた）統一的なシステムを構築すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>予算決算及び会計令 競争参加資格申請書の作成要領 発注者毎に定める入札要領</p>		
所 管 官 庁	競争入札を行う各省庁、地方自治体	担当課等	

その他（４）	公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保		
規制の現状	<p>公共工事等に係る一般競争入札を国が実施する際には、発注機関は、政府調達に関する協定の適用を受ける特定調達契約（建設工事の場合は6億6千万円以上）の場合は、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に（急を要する場合は10日前）、それ以外の調達契約の場合は、10日前（急を要する場合は5日前）に官報等で公告しなければならない。</p> <p>地方公共団体が実施する調達契約の場合は、公告は必要とはされているが、その期間についての定めはない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>入札の公正確保・透明性向上の観点から、特に大規模公共工事の場合は、公告の実施時期を大幅に前倒しをし、入札参加希望者の入札準備期間を十分に確保する。例えば、特定調達契約の場合は、少なくとも入札期日の2～3ヶ月前には公告を行なうこととする。</p> <p>地方公共団体が実施する調達契約の場合も、国に準じた措置を講じる。（いずれも、当面、運用において実施する。）</p> <p>（理由）</p> <p>公共工事における健全な企業間競争が実現され、国や地方公共団体が低廉で質の高い社会資本の整備を可能とするためには、入札手続きが公正・透明に実施され、より多くの事業者が入札に参加できる基盤を整備する必要がある。現行の入札の準備期間では、特定の事業者でしか対応できない場合があるとの指摘もあり、関係省庁においては、引き続き、十分な準備期間の確保に努めていただきたい。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>政府調達に関する協定 予算決算及び会計令 国の物品等の調達手続の特例を定める政令 地方自治法 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令</p>		
所 管 官 庁	一般競争入札を行う各省各庁 地方公共団体	担当課等	

<p>その他（５）</p>	<p>効率的なSCM（サプライチェーン・マネジメント）構築に向けた下請法の運用緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>下請代金支払遅延等防止法（下請法）では、資本金３億円超の事業者が、３億円以下の下請事業者に部品等の製造委託や修理委託を行なう際には、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等を記載した書面を交付することや、親事業者の遵守事項として、下請事業者の給付の受領を拒むこと等が禁止されている。</p> <p>製造業の競争力の源泉となるSCM（サプライチェーン・マネジメント）におけるベンダーからの部材納入方式として、“VMI（ベンダー・マネージド・インベントリー）方式” “BS（ブランチ・ショップ）方式又はコック方式” 等があるが、親事業者の図面番号等で部材を製造し納入する場合、あるいは汎用品に親事業者指定の製品番号等を付して納入する場合、いずれも下請法の制約を受けるため、結果として、資本金３億円以下の事業者のSCMへの参加が妨げられている。</p>
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望）</p> <p>一定条件の下で、下請法の運用を緩和する。例えば、事前に契約書を下請事業者と締結し、親事業者が下請事業者の製造した部材を使う都度、下請法に定められた内容を記載した書面を紙媒体もしくは電子媒体により交付すること（下請事業者が、親事業者のウェブのホームページを閲覧・ダウンロードし、確認する場合を含む）や下請事業者が親事業者との生産情報に基づき納入する部材の引き取り範囲を明確に定めるとともに、一定期間は納入価格を固定すること（ただし、当該部材に係る客観的な指標に連動した価格変動は認める）及び実質的に支払遅延を発生させないことを前提に、VMI方式やBS方式又はコック方式等への参加を認めるべきである。</p> <p>本件について公正取引委員会は、「ITの発展に伴う電子受発注、SCMによる受発注の採用により、下請取引をめぐる経済環境も大きく変化している」とした上で「かかる経済環境の変化に即応するため、下請法の制度や運用について見直す必要性が高まっている」という見解を示している。従って、公正取引委員会は、このような現状認識を踏まえて検討を進め、極力早期に結論を得て、上記取引方法を可能とするよう下請法にかかる運用を緩和すべきである。</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<p><u>VMI方式</u>： ベンダーが納入先の製造現場に部材倉庫を設置し、納入先から開示された生産情報、所要情報、在庫情報等をもとに、自己の判断で部材を納入する方式。納入先は、生産に合わせて部材を当該倉庫から調達し、その時点で納品書等を発行し一定期間毎に清算する。</p> <p><u>BS方式又はコック方式</u>： VMI方式より汎用性のある部材で採用される場合が多い。基本的には同じ方式であるが、専用の倉庫は設置せず、納入先の倉庫等に部材を納入する方式。</p> <p>(理由) 中国の台頭をはじめとして、製造業におけるグローバル化と水平分業が進展する中で、国内においても価格、納期、品質、サービスも含めた総合的な競争力をつけていくためには、製造に用いる部材の在庫日数を極力短縮する必要がある。そのための有効な方策の一つであるSCMにおいては、資材調達から製造、販売まで企業の壁を超えたパートナーシップが不可欠であり、発注側は生産情報、所要情報、在庫情報等を開示した上で、ベンダーと一体となった取り組みを行っている。</p> <p>SCMの重要なパートナーである下請事業者については、上記の制限によって、技術力・競争力があるベンダーであっても資本金の額で選定の対象外となってしまうなど、サプライチェーン全体の競争力が削がれ、下請事業者および親事業者の自由で活発な経済活動を阻害する要因となっている。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>下請代金支払遅延等防止法 第3条、第4条等</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>公正取引委員会</p>	<p>担当課等</p>	<p>経済取引局取引部企業取引課</p>

その他（６）	官公署に提出する書類等の有償作成代行サービス事業の拡大		
規制の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政書士でない者は、業として、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む）を作成することができない。 ・ 法人は、行政書士となることができない。 		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 行政書士の独占業務の廃止（行政書士法第１９条、第２１条第１項２号の廃止）、または、 法人が行政書士業務を行うことのできる制度の創設</p> <p>（理由） 官公署への提出書類の作成代行サービスは、関連他業務との複合的・包括的サービスの一環に位置しており、消費者からワンストップサービスへの要望が強い。また、会社組織の再編で行政手続関連部門を分社化した場合など、こうした書類の作成能力が明らかにある法人が存在するにも係わらず、上記法令により一律に作成代行業を禁止されている。</p> <p>仮に、資格制度自体には消費者保護の意義が残存するとしても、作成代行の担い手を個人に限定する必要はない。むしろ、法人が作成代行業を行うことのできる制度（建築士事務所の設計業務のように法人として作成に責任を持つ制度）を創設することが、サービス供給者を増加させ、また、迅速かつ量的対応力に柔軟性の高い対応が可能という法人の特長を生かすことから、行政手続の円滑化と国民の利便性向上、という行政書士法が掲げる目的（第１条）に合致する。</p> <p>法人等による上記の書類作成代行業が可能になれば、行政手続に関連する各種サービスが包括的に提供することができ、各種ビジネスの円滑化に資するとともに、顧客がワンストップサービスの利便性から代行を依頼しやすくなるため、新しい代行サービス業市場の創出が期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	行政書士法、第１条の２、第２条、第１９条、第２１条第１項２号等		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	自治行政局行政課

その他（ 7 ）	人事・労務関連書類等の有償作成代行サービス事業の拡大		
規制の現状	<p>社会保険労務士事務所を法人にて開設することができない。</p> <p>また、社会保険労務士でない者は、業として、他人の依頼を受け報酬を得て、労働社会諸法令に基づいて行政機関等に提出する帳簿書類、申請書、届出書、報告書等を作成し、その書類に関する手続を代行することができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>法人が、使用人等として社会保険労務士の資格を有している者を雇用している場合など一定の要件を満たす場合は、当該法人が社会保険労務士業を行うことを可能とする。また、社会保険労務士の業務独占範囲を見直し、就業規則等の人事関連規定の策定代行を民間企業でも可能とする。</p> <p>（理由）</p> <p>企業組織の再編や効率化の一環として、人事・労務関連の組織・業務の分社化やアウトソーシング化が進む一方で、買収、合併、会社分割、リストラ等に起因する人事・労務関連業務への対応も、組織的・専門的かつ機動的に対応する必要が生じつつあるにも拘わらず、これらの業務を法人が行なう際には上記法令により制約を受けている。</p> <p>民間企業が、上記代行サービス事業を行うことが可能となれば、サービス供給者が増加し、人事・労務関連業務の効率化・円滑化に資するとともに、アウトソース市場（新しい代行サービス業市場）の拡大が期待できる。</p> <p>なお、現在、衆議院で継続審査中の社会保険労務士法の一部を改正する法律案では、社会保険労務士法人制度の創設が盛り込まれているが、社会福祉労務士が共同して法人を設立する場合に限られている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	社会保険労務士法、第2条、第3条、第27条、第32条の2第1項5号等		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	労働基準局労働保険徴収課、 社会保険庁運営部企画課

その他（８）	検査・検定等に係わる行政委託型公益法人の低コスト構造を利用した営業活動による民業圧迫の是正		
規制の現状	<p>公益法人（社団法人・財団法人）が国の代行機関として行う検査・検定等（行政委託型公益法人による検査・検定等）の事業については、代行機関の指定要件（民法 34 条法人限定）の見直しが進められ、株式会社による同事業への参入が可能となりつつある。</p> <p>しかし、参入が可能となった場合でも、行政委託型公益法人には設備導入等への補助金等の公的助成がなされるとともに、税制上の優遇措置が講じられており、民間企業が価格競争等の面で不利な状況に置かれている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 行政委託型公益法人が実施する検査・検定等について、民間と競合する分野については、競争条件の均一化を図る。</p> <p>（理由） 代行機関の指定要件（民法 34 条法人限定）の見直しが進められつつある中で、環境分析事業、計量証明事業等を行なう民間企業が、これらの検査・検定等の事業へ参入する例が増えている（例えば、食品衛生法の検査、JAS 規格に関する検査・格付や製造事業者等の認定、JIS マーク表示申請者の認定、計量法に基づく特定計量器の検定等）。</p> <p>しかし、これらの事業については既存の行政委託型公益法人（例えば、（財）日本食品分析センター、（財）食品環境検査協会、（財）日本品質保証機構など）が税制上の優遇策等を背景とする低コスト構造に基づく営業活動を繰り広げており、民間企業側は不利な条件での価格競争を強いられている。</p> <p>「民間でできるものは民間に委ねる」との原則を徹底するためには、検査・検定ビジネスの市場においても、少なくとも、異なるサービス提供主体間の競争条件の整備が不可欠である。</p> <p>なお、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）では、検査・検定等については、「事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする」とした上で、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施（以下「登録機関による実施」という。）とする」とされている。登録機関による実施に移行する際にも、上記視点が徹底される必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁	内閣府、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、その他関係各省	担当課等	

その他（ 9 ）	電気用品安全法における電気用品区分等の見直し		
規制の現状	<p>電気用品安全法（2001年4月1日施行）により、電気用品は特定電気用品（電気用品取締法（以下「旧法」という。）における旧甲種相当品目）とそれ以外の電気用品（旧乙種相当用品）に区分されている。特定電気用品の中には、機器と一体的に使用される専用の直流電源供給装置（ACアダプター）のみならず、機器専用の分離電源部（電源コード）も含まれている。</p> <p>また、電気用品安全法により、届出事業者は、その製造又は輸入に係る電気用品について、技術適合基準性検査を行い、当該製品に届出事業者の名称等を付さなければ販売することができない。例えば、特定電気用品とされている直流電源供給装置（ACアダプター）や機器専用の分離電源部（電源コード）をコードセットとして製品に同梱する場合でも、届出事業者の名称等を製品とは別に直流電源供給装置等にも表示する必要がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>機器の部品として設計され、専ら機器と一体的に使用される直流電源装置等（汎用性なし）のうち、音響機器等電気用品安全法の対象とされている機器と一体で使用されるものについては、特定電気用品から除外し、本体機器と一体として取り扱うべきである。例えば、これら機器と一体で使用される汎用性のない直流電源供給装置に課している表示義務を不要とし、届出事業者の名称等の表示を製品本体若しくは梱包箱に付すことで足りるとすべきである。</p> <p>さらには、これら直流電源装置等（汎用性なし）のうちパソコン等の電気用品安全法の対象外の機器と一体で使用されるものについては、本体同様に法の対象外とすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>経済産業省は、上記直流電源装置等のうち、一体不可分でないものについては、国内市場に流通し、他の電気製品とともに使用される可能性があるとして、特定電気用品の対象外とすることは困難である旨の見解を示しているが、専ら機器と一体的に使用されるよう設計された直流電源装置等は、製品の重要な機能部分であり、また、接続部が固有の形状をしていることから、通常、単独では使用できない。従って、他の電気製品とともに使用される可能性はなく、また国際的にも、機器本体と直流電源供給装置には、同一の技術基準が適用されていることから、特定電気用品に指定する必然性はない。安全性の確保に関しても製品全体として技術基準に適合させることにより担保されている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気用品安全法第2条、第8条 電気用品安全法施行規則第11条、第12条		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	商務情報政策局製品安全課

その他（10）	特定電気用品以外の電気用品に係る自主検査及び検査記録の作成・保管の撤廃		
規制の現状	<p>電気用品安全法により、届出事業者は、電気用品の技術基準への適合性を確認するため、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る電気用品について、自主検査を行い、その検査記録を作成し、検査の日から3年間これを保存しなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 電気用品安全法の対象となる電気用品に課せられている、自主検査の実施及び検査記録の作成・保管義務について、特定電気用品以外の電気用品（旧乙種電気用品）に係るものについては、早期に廃止すべきである。</p> <p>（理由） 電気用品安全法の施行に伴い、特定電気用品以外の電気用品については、製造事業者、輸入事業者ともに検査記録の作成保存義務が新たに追加され、事業者の負担が増している。とりわけ、海外からの電気用品の輸入が増加する中で、海外の製造業者から検査記録を定期的に入手し、これを保管することの負担は大きい。旧法において乙種電気用品について、かかる検査記録の作成・保存が義務付けられていなかった場合でも特段の問題が生じていなかったにも拘らず、旧法に比べ著しい負担の増加を求めるような規制強化については早期の見直しが必要である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気用品安全法第10条 電気用品安全法施行規則第17条</p>		
所 管 官 庁	経済産業省 原子力安全・保安院	担当課等	商務情報政策局製品安全課 電力安全課

その他（11）	海外への土産用電気用品の例外承認申請手続きの廃止		
規制の現状	電気用品安全法において、特定の用途に使用される電気用品について、経済産業大臣の承認を受けた場合は、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品に対するこれら義務の免除にも、この例外承認申請手続きが必要となっている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>海外への土産用電気用品の例外承認申請要求を廃止し、事業者による自己管理を導入すべきである。例えば、特定電気用品以外の電気用品のうち、国内向けの電気用品と同様に事業者が自らが仕向け地の基準に適合させるべく検査を行い、適合性表示を付しているものについて、更に「日本国内では使用できない」旨を表示した場合には、例外承認を取得せずとも販売できるようにすべきである。</p> <p>なお、早期に全面的な廃止が困難な場合には、届出事業者が製造する海外への土産用電気用品を一括して承認するような、包括承認制度の導入を検討すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>海外への土産用電気製品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行なわれており、一般の輸出品同様の安全性を有している。流通上の管理等も製造事業者の責任の下、適切な指導が行なわれており、製造事業者等の自己管理に委ねても問題はなく、法改正の趣旨とも合致する。因みに、欧米等の先進諸国においては、事業者が海外への土産用電気用品の承認申請を求めている。</p> <p>もともと電気用品取締法改正の際には、全ての登録、申請事項を届出事項にすることを前提に改正作業が進められ、殆どの登録・申請事項が届出事項に改正されたにもかかわらず、海外への土産用電気用品に係る例外承認申請は承認事項として依然として存続している。さらには、申請書の記載項目が増え、事業者の管理業務が増大する等の規制強化もみられることから、行政・製造事業者側ともに管理業務の効率化を図るためには、自己管理制度の導入が求められる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気用品安全法第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第10条、第18条		
所 管 官 庁	経済産業省 原子力安全・保安院	担当課等	商務情報政策局製品安全課 電力安全課

その他（12）	電気計器の検定制度の見直し		
規制の現状	<p>電気取引に用いるために製造・修理された全ての計量器は「日本電気計器検定所または指定検定機関が行なう検定を受け合格したのものとして検定証印が付されている計量器、および指定製造事業者が行なう自主検査に合格し基準適合証印の表示が付されているものであること」とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>電気計器のうち、型式承認を取得し、かつ検定の合格率が機械式の計器より高い電子式計器については、日本電気計器検定所の抜き取りによるサンプリング検定を導入する。</p> <p>また、同様の電子式計器についての指定製造事業者が行なう自主検査についても、日本電気計器検定所による検定と同等、あるいはそれ以上の合格率を有する優秀な指定製造事業者については、サンプリングによる自主検査を可能とする。</p> <p>（理由）</p> <p>現行の電気計器の検定制度は、機械式計器の構造等の考え方に基づいたものであり、全数検定による計量性能の確認を基本としている。</p> <p>しかしながら、電子式計器には駆動部もなく、個々の計量性能のばらつきが小さい（検定の合格率も機械式に比べ約10倍も高くなっている）ことから、全数検定の必要性は低いと考える。</p> <p>したがって、電子式計器のように、品質が安定している電気計器については、抜き取りによる検定・検査制度を導入することが適当であると考える。</p> <p>当該要望の実現により、検定コストの削減が可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	計量法第16条（使用の制限）		
所 管 官 庁	経済産業省資源エネルギー庁	担当課等	電力・ガス事業部 政策課

その他（13）	複数の表示機構を有する電子式電気計器の検定方法の見直し		
規制の現状	<p>一つの計器で複数の時間帯の電力量等を表示する場合、計量機構（センサー・計算部）が同一であっても、計量機構と表示機構をセットとして時間帯毎に検定を受けなければならない。その際、2個目以降の検定については、計量機構と表示機構の検定に必要な手数料から、検定の準備等、不要となる作業の手数を引いた額が検定手数料とされている。（例：多時間帯の電力量計の場合、2個目以降の計量検定手数料は、1個目の検定手数料の0.8倍）</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>一つの計器で複数の時間帯の電力量等を表示している電子式計器の検定にあたっては、一つの計量機構を共有している場合、計量機構と表示機構をセットとした検定を見直し、計量機構については1回のみ検定し、複数ある表示機構については各々の表示の機能のみを検定するなど、検定方法を簡素化する。</p> <p>（理由）</p> <p>電子式計器は、電力量などをパルスに変換して計量する計量機構と、その計量値を表示する表示機構を有する。時間帯毎の電力量の表示など、複数の表示機構を有する電子式計器については、計量機構を共用しているのが一般的である。このような複数の表示機構を有する電子式計器にあつては、計量機構の性能が担保されていれば、表示の過程（指定されたメモリー部へのパルス伝送過程）では、計量誤差は生じない。</p> <p>よって、2個目以降の表示機構については、誤差検定の必要性はなく、表示機能のみ検定すればよいと考える。</p> <p>この検定方法の見直しにより、複数の表示機構を有する検定手数料の引下げが可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	計量法第16条 特定計量器検定検査規則第13条		
所 管 官 庁	経済産業省資源エネルギー庁	担当課等	電力・ガス事業部

その他（14）	指定修理事業者制度創設による修理計器の自主検査の導入		
規制の現状	<p>電気の取引に用いる計量器は、計量法第16条で日本電気計器検定所または指定検定機関が行う検定に合格し検定証印が付されている計量器、または指定製造事業者が行う自主検査に合格し基準適合証印の表示が付されている計量器であることと規定されている。</p> <p>修理計器は、日本電気計器検定所または指定検定機関で行われる検定に合格したものだけが認められているが、指定検定機関が認定されていないため、実質的に、日本電気計器検定所が独占的に検定している状態にある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 優れた品質管理能力を有する届出修理事業者については、自らが修理する計器の自主検査を行うことによって、検定に代えることができるようにすべきである。（指定修理事業者制度の創設）</p> <p>（理由） 新品計器については、製造事業者自らの検査により検定に代えることができる指定製造事業者制度の創設により、新品計器の検定手数料の引き下げが実現できた。 修理計器についても、適切な届出修理事業者については、検定に代わる自主検査が可能であると考えられ、それにより修理計器の検定手数料の引き下げが期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	計量法第16条		
所 管 官 庁	経済産業省資源エネルギー庁	担当課等	電力・ガス事業部 政策課

その他（15）	原子力発電所の溶接自主検査に対する安全管理審査実施機関の在り方【新規】		
規制の現状	<p>原子力発電所の溶接自主検査に対する安全管理審査は、現在、経済産業大臣の指定する民間機関が実施できる制度となっており、それを受けて、複数の民間法人による競争が行われている。</p> <p>「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（2002年3月29日閣議決定）において、「電気事業法に基づく安全管理審査は平成16年度より原子力に係るものについては、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する」との方針が示されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 現在行なわれている民間機関による審査と同様の審査が、安全管理審査を行なう公法人（独立行政法人）が設置された後においても実施されるよう要望する。</p> <p>（理由） 現在、安全管理審査においては、複数の民間法人が安全性の確保を大前提に健全な競争を実施している結果、審査コストには競争原理が働き、審査体制については柔軟な運用がなされている。（例えば、現在は土日・休日にも審査が可能である等、発電所の作業スケジュールに合わせた審査体制が取られている。） 平成16年度以降、安全管理審査が新たに設置される公法人のみで実施されることになれば、規制に係る審査費用の増加、審査手続きの硬直的な運用、サービスの低下が生じることが懸念される。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気事業法第52条3 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」 （2002年3月29日閣議決定）</p>		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	原子力安全・保安院

その他（16）	航空機に搭載する高圧ガス使用製品を輸入する際の輸入検査の免除 【新規】		
規制の現状	<p>高圧ガス保安法により、航空機に搭載されている消火器、着水フロート用ポンベ、および救命筏を輸入する際には、高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事が行なう輸入検査を受けなければならない。</p> <p>但し、航空機用の救命胴衣を膨らませるために使用する不活性ガスを輸入する場合には、輸入検査を受けなくてよいこととされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 航空機に搭載されている消火器、着水フロート用ポンベ、および救命筏については製造国の航空法による品質証明書が発行されている。同証明書をわが国でも承認することとし、高圧ガスの輸入検査を免除すべきである。</p> <p>（理由） 輸出国の航空法による品質証明書が発行されているため、再度輸入国で検査を行なう必要性はない。また、高圧ガスの輸入検査は、新東京国際空港では週1回の検査実施となっており、航空機に搭載するという特性から緊急時の対応にそぐわない場合があり、救命胴衣同様、検査の適用除外とすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	高圧ガス保安法第22条 一般高圧ガス保安規則第46条第2項第4号		
所 管 官 庁	経済産業省	担当課等	

その他（17）	新規化学物質の製造・輸入に係る届出における試験データ要求基準の見直し		
規制の現状	<p>新規化学物質を製造しまたは輸入しようとする者は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条に基づき、あらかじめ、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出ることとされており、届出に係る新規化学物質について判定に係る通知を受けた後でなければ製造、又は輸入してはならないとされている。</p> <p>なお、新規化学物質の1年間の製造数量、輸入数量の合計が1トンを超える場合には、事業者は、分解性、蓄積性、毒性に関する試験結果を添付することが求められる。</p> <p>審査の結果、第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、指定化学物質いずれにも該当しないことが明らかになった新規化学物質の名称は官報に公示され、誰でも自由に製造・輸入することが可能となる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 製造数量・輸入数量の合計が1トンを超えた段階で直ちに試験を要求するのではなく、当該物質の環境への曝露、使用形態等を考慮した上で、例えば上限10トンを目途に、段階的にデータを要求するシステムを導入すべきである。この際には、有害性を示唆するデータが存在する場合、製造・輸入を一旦制限しつつ、試験データを要求できるシステムとすることにより、安全性を担保する。</p> <p>（理由） 製造・輸入数量の合計が1トンを超える場合に要求される分解性、蓄積性、毒性に関する試験の実施には約2000万円の費用がかかる。通常、新規開発品の製造数量レベルは数トン程度で推移し、また製品としての寿命も短いため、当該試験の実施に係る費用は、開発企業にとって非常に大きな負担となっている。</p> <p>更に、ひとたび新規化学物質の名称が公示されれば、誰でも自由に当該物質を製造・輸入することができるようになるため、多大な費用をかけて試験を実施し、届出を行なっても先願者のメリットは少ない。</p> <p>その結果、少量新規化学物質（1万トン以下）の届出は年間1万件程度であるのに対し、通常新規化学物質（1万トン超）の届出は年間300万件程度に留まっている。</p> <p>本要望の実現により、わが国企業の新規化学物質の開発が活性化され、海外への輸出競争力が高まる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	化審法第3条 化審法施行令第2条第1項		
所 管 官 庁	厚生労働省、経済産業省、環境省	担当課等	

その他（18）	新規化学物質の用途に着目した化審法における届出の免除		
規制の現状	<p>新規化学物質を製造しまたは輸入しようとする者は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条に基づき、あらかじめ、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出ることとされており、届出に係る新規化学物質について判定に係る通知を受けた後でなければ製造、又は輸入してはならないとされている。</p> <p>ただし、施行令第2条に基づき、薬事法第12条第1項又は第18条第1項の規定による許可に係る医薬品の中間物の場合には、製造等の届出を要しないこととされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>例えば、全量が他の化学物質に変化する工業用中間体や輸出専用品など、用途によって、環境や人に対する曝露が極めて小さいと考えられる化学物質のうち、他の化学物質への変化や流通経路が明らかである等一定の要件を満たすものについては、国内向けの医薬品中間物と同様に、化審法に基づく届出等の規制を免除すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>工業用中間体や輸出専用品においては、環境や人に対する曝露が生じる可能性は極めて低い。また製造・使用・流通の工程で厳密な管理がなされているもの等、曝露が極めて小さなものに抑えられる化学物質については、届出を免除してもリスク管理の観点から安全性は担保できる。</p> <p>例えば現状では、企業の分社化に伴い、従来は一社で一貫的に製造していた工業用物質について、中間物までの製造工程を分社化した子会社が行なうこととしたところ、最終的には全量が他の化学物質に変化する工業用中間体についても子会社が取り扱う限り、当該中間物の製造に関し、新規化学物質として届出を行わなくてはならない。化審法制定時と比べ、企業の経営形態は大きく変わっていることや国際的な協力関係の進展も踏まえ、企業の新規化学物質開発に向けた意欲を促進するような制度整備を要望する。</p>		
規制の根拠となる 係法令等	化審法第3条 化審法施行令第2条第1項第1号		
所 管 官 庁	厚生労働省、経済産業省、環境省	担当課等	

その他（19）	化審法における届出および審査過程の一本化【新規】		
規制の現状	<p>新規化学物質を製造しまたは輸入しようとする者は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条に基づき、あらかじめ、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出ることとされており、届出に係る新規化学物質について判定に係る通知を受けた後でなければ製造、又は輸入してはならないとされている。</p> <p>最終的な判定結果は3大臣連名で通知が出されるにもかかわらず、事業者は3省別々に届出を提出することが求められており、届出手続が3省間で異なっているため、事業者にとって多大な負担となっている。また、届出に対する審査は、3省それぞれの審議会で行なわれるため、例えば、同一試験データについて各省で異なる解釈がなされた、2省では判定が出ていたが残り1省が結論を出さなかったため判定が保留された等の事例がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 化審法における届出先について、共管3省共通の窓口を設けて、当該窓口届け出ればよいこととすべきである。その際、提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。</p> <p>共管3省の審議会を合同で行なう等により、届出に係る新規化学物質に係る審査過程を簡素で公正・透明なものとするべきである。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ について 一の新規化学物質につき、共管3省それぞれに対する届出が義務付けられていること、また、3審議会においてばらばらに審査が行なわれていることは、事業者にとって大きな負担である。3省においても、届出および審査過程の一本化により人的資源・物的資源の有効活用を図ることができ、効率的な化学物質安全管理体制の実現に資する。 <p>なお、現在、化審法においては環境を経由した人の健康被害を防止する観点から、安衛法においては化学物質を直接取り扱う労働者の健康被害を防止する観点から、新規化学物質の製造・輸入に当たってはそれぞれ事前に所管官庁に届出なければならないこととなっている。同一化学物質について、二つの法律に係る届出を行なうことは、事業者にとって大きな負担となっているため、両法における届出内容等の一本化・整合化についても、今後更に推進すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	化審法第3条		
所 管 官 庁	厚生労働省、経済産業省、環境省	担当課等	

その他（20）	事業者負担における埋蔵文化財の発掘調査経費の節減【新規】		
規制の現状	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘を行おうとする者は、発掘に着手する60日前までに、文化庁長官に届出なければならない。</p> <p>その際、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認められるときは、文化庁長官は、開発のための発掘に先立って、埋蔵文化財に関する記録作成のための発掘調査の実施、その他の必要な事項を指示することができる。文化庁次長通知（庁保記第75号、平成10年9月29日）において、当該発掘調査の経費は開発事業者が負担することとされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>国民共通の財産とされる埋蔵文化財の調査・保存に当たっては、一定の公的負担が求められる。少なくとも、平成10年の文化庁次長通知において、「開発事業等の事業者に負担を求める経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある」とされており、本趣旨が各都道府県教育委員会において徹底され、極力事業者負担が抑制されるよう要望する。</p> <p>（理由）</p> <p>現状では、所有する土地が埋蔵文化財包蔵地に指定されている場合、当該土地を売却する際には、売主の費用負担において発掘調査を実施することが求められる等、多大な負担となっている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	文化財保護法第57条の2 庁保記第75号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」平成10年9月29日		
所 管 官 庁	文化庁	担当課等	文化財部記念物課